

○国立大学法人上越教育大学大学改革推進委員会規程

(平成29年3月8日規程第7号)

(設置)

第1条 国立大学法人上越教育大学教育研究評議会規則（平成16年規則第3号）第9条第1項の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学教育研究評議会の専門委員会として、国立大学法人上越教育大学大学改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、上越教育大学の教育及び研究等の機能強化を推進するため、その改革・改善案を策定することを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育及び研究等の基本方針に関する事項
- (2) 教育組織に関する事項
- (3) 研究組織及び教員の配置に関する事項
- (4) その他改革の推進に関して必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 理事（非常勤を除く。）
- (2) 副学長
- (3) 附属図書館長
- (4) 学系長
- (5) 専攻長
- (6) 学長が指名した教授又は准教授（講師及び助教を含む。）
- (7) その他学長が指名した者若干人

(委員の委嘱及び任期)

第5条 前条第6号及び第7号に掲げる委員は、学長が委嘱する。

- 2 前項の委員の任期は、学長が指名の都度これを定めるものとし、再任を妨げない。ただし、欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長を置き、学長が指名した理事又は副学長をもって充てる。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

(会議の招集及び議長)

第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(定足数及び議決数)

第8条 委員会は、委員（出張を命じられた者を除く。）の2分の1以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 議決を要する事項については、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第9条 学長は、委員会に出席し、意見を述べることができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(専門部会の設置)

第10条 委員会は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務の処理)

第11条 委員会に関する事務は、経営企画課において処理する。

(細則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 国立大学法人上越教育大学大学改革戦略会議規程（平成28年規程第2号）は、廃止する。